「（1477）　910002　TRANS BORDER
（1477）　141947　CENTAURUS DREAM
（1478）　141987　つかさ
（1479）　141990　鶴佑丸
（1480）　142003　第三十七さだ丸
（1481）　142013　新日丸
（1482）　142028　あきかわ丸
（1483）　142030　第一鶴玉丸
（1484）　142041　さがみ
（1485）　142042　青葉山丸
（1486）　142044　きんよう
（1487）　142048　第二十五旭丸
（1488）　142062　ひなた
（1489）　142064　八光丸
（1490）　142082　第十八進宏丸
（1491）　142084　北陸丸
（1492）　142086　みちり丸
（1493）　142093　ATLAS ISLAND
（1494）　142100　WARRAMBOO
（1495）　910002　TRANS BORDER
」を

改める。

○総務省告示第百六十六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第十号（地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十六年度分の固定資産税から適用する。

平成二十六年四月十六日

総務大臣　新藤　義孝

第一号5中

「（12）　株式会社日本ネットワークサービス（山梨県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　山梨県知事」を

「（12）　株式会社日本ネットワークサービス（山梨県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　山梨県知事」に

（12）の2　株式会社飯田ケーブルテレビ（長野県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　長野県知事」

改める。

「（20）　株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西（由良局に係るものに限る。）　同」を

「（20）　株式会社NTTドコモ（由良局に係るものに限る。）　同」に

改める。

「（26）　三菱UFJリース株式会社（福岡県内の二以上の市町村にわたって所在するもので、九州テレ・コミュニケーションズ株式会社が使用するものに限る。）　同」を

「（26）　削除　削除」に

改める。

第一号6中

「（18）　岡山パイプライン株式会社（岡山ラインに係るものに限る。）　岡山県知事」を

「（18）　水島エルエヌジー株式会社（ガス導管事業に係るものに限る。）　岡山県知事」に

改める。

第一号11中

「（52）　蓼科ケーブルビジョン株式会社（長野県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　同」を

「（52）　蓼科ケーブルビジョン株式会社（長野県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　同」に、

「（52）の2　株式会社飯田ケーブルテレビ（長野県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　同」を

「（52）の3　株式会社佐久高原ケーブルテレビジョン（長野県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　同」を

「（101）　三菱UFJリース株式会社（福岡県内の二以上の市町村にわたって所在するもので、九州テレ・コミュニケーションズ株式会社が使用するものに限る。）　削除」に

改める。

○外務省告示第百三十五号

昭和四十九年十一月一日にロンドンで作成された「千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約」の附属書の一部は、同条約第八条の規定に従い、次のように改正され、同改正は、同条の規定に従い、平成二十四年七月一日に効力を生じた。

（平成二十三年七月二十日付け国際海事機関事務局長書簡）

平成二十六年四月十六日

外務大臣　岸田　文雄

一　第二―一章D部第四十一規則6中「旅客船においては」の前に「二千十年七月一日以後に建造された」を加える。

二　第二―二章A部第一規則1.1中「二千二年七月一日」を「二千十二年七月一日」に改める。

三　第二―二章A部第一規則2.2中「二千二年七月一日」を「二千十二年七月一日」に改める。

四　第二―二章A部第一規則2.1を次のように改める。

主管庁は、別段の明文の規定がない限り、二千十二年七月一日前に建造された船舶については、決議MSC一（XLV）、MSC六（四八）、MSC一三（五七）、MSC一四（六〇）、MSC一七（六一）、MSC三一（六三）、MSC五七（六七）、MSC九九（七三）、MSC一三四（七六）、MSC一九四（八〇）、MSC二〇一（八一）、MSC二一六（八二）、MSC二五六（八四）、MSC二九一（八五）及びMSC二九一（八七）によつて改正された千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約第二―二章に基づいて適用される要件を満たすことを確保する。

五　第二―二章A部第一規則3.1中「二千二年七月一日」を「二千十二年七月一日」に改める。

六　第二―二章A部第一規則3.2中「二千二年七月一日」を「二千十二年七月一日」に改める。

七　第二―二章A部第三規則23を次のように改める。

23　「火災試験方法コード」とは、国際海事機関の海上安全委員会が決議MSC三〇七（八八）において採択した二千十年の火災試験方法の実施のための国際規則（2010FTPコード）（条約第八条に定める附属書第一章以外の附属書に適用される改正手続に従つて採択され、効力を生ずる改正を含む。）をいう。

八　第二―二章C部第七規則1.4中2.の次に次の.3を加える。

.3　焼却炉のある閉囲された場所

九　第五章第十八規則8の次に次の9を加える。

9　自動識別装置（AIS）は、年一回の試験を受ける。試験は、承認された検査員又は承認された試験若しくは保守のための設備により行う。試験は、船舶の静的情報の正確なプログラミング、接続された感知器との正確なデータ交換を確認し、並びに無線周波数測定及びオンエアー試験（例えば、船舶交通業務（VTS）の使用）による無線の性能の確認を行う。試験の報告書の写しは、船舶に備える。